

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
85	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園等での幼児教育と保育園等での保育が必要な子どもに対し、幼稚園、保育園、認定こども園等の施設を利用するために必要な子どものための教育・保育給付に係る支給認定を行い、利用者負担額の決定・徴収等を行う。</p> <p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等を利用する子どもに対し、施設等利用給付認定を行い、施設等利用費の支給を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育・保育給付認定申請の受付 教育・保育給付認定申請書受付(申請管理システムでの受付を含む)と必要書類を受付する。 2 施設等利用給付認定申請の受付 施設等利用給付認定申請書を受付する。 3 申請書類の確認・審査 申請書類の内容を確認し、照会及び審査する。 4 支給認定証の交付 認定要件を満たす場合には、支給認定証を交付する。 5 利用者負担額の算定及び通知 利用者負担額の算定に必要な情報を照会し、額を決定・通知する。 6 施設等利用費の支給 施設等利用費を決定し、通知及び支給する。 7 利用者負担額の賦課・徴収 <ol style="list-style-type: none"> (1)利用者負担額を賦課する。 (2)徴収する口座を登録し、金融機関へ振替の依頼をする。 (3)保護者宛てに納入通知書の送付をする。 (4)納付が行われないものについて督促状を送付する。 (5)督促後、納付されないものについて催告通知を送付する。 8 特定個人情報ファイル 本業務における特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法及び児童福祉法、その他関連する法律及び条例の規定に従い、以下の事務に使用している。 <ol style="list-style-type: none"> (1)保育園、幼稚園、認定こども園等を利用するための教育・保育給付認定申請を受付(申請管理システムでの受理を含む)し、審査にあたり世帯情報等の照会をする。 (2)未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等を利用するための施設等利用給付認定申請を受付し、審査にあたり世帯情報等の照会をする。 (3)利用者負担額の算定にあたり、世帯の情報(市町村民税額、生活保護、障がい者関係等)の照会をする。 (4)施設等利用費の支給にあたり、世帯の情報(市町村民税額、生活保護等)の照会をする。 (5)教育・保育給付認定及び利用者負担額の決定を行った世帯について、世帯状況を確認するため世帯情報(市町村民税額、生活保護等)や転居情報等の照会をする。 (6)施設等利用給付認定を行った世帯について、世帯状況を確認するため世帯情報(市町村民税額、生活保護等)や転居情報等の照会をする。 (7)中間サーバーのお知らせ機能を使った、募集要項の公表、現況届の時期のお知らせをする。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉総合システム(子ども・子育て業務) 2. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 3. 中間サーバー 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 6. 宛名管理システム 7. データ連携基盤(庁内連携システム) 8. サービス検索・電子申請機能 9. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の8の項及び94の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の13の項及び116の項 【情報提供の根拠】 情報提供なし	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	こども部保育課	
②所属長の役職名	保育課長	
6. 他の評価実施機関		
-		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部保育課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部保育課(0564-23-6832)	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	I. 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保育課長 大久保 貴子	保育課長 手嶋 俊明	事後	
平成29年2月15日	II. 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年2月15日	II. 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年7月31日	I. 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保育課長 手嶋 俊明	保育課長 柴田 伸司	事後	
平成29年7月31日	II. 1. 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月31日	II. 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月31日	I. 1. 特定情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		6(4)を追加	事前	ワンストップサービス開始により追加
平成31年4月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保育課長 柴田伸司	保育課長	事後	
平成31年4月1日	VI. リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	VI. リスク対策 2. 特定個人情報の入手	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	VI. リスク対策 3. 特定個人情報の使用	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	VI. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	VI. リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	-	[O]提供・移転しない	事後	
平成31年4月1日	VI. リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	-	十分である [O]接続しない(提供)	事後	
平成31年4月1日	VI. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	VI. リスク対策 8. 監査	-	自己点検 ・ 内部監査	事後	
平成31年4月1日	VI. リスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 支給認定申請の受付 支給認定申請書と必要書類を受付する。	1 支給認定申請の受付 支給認定申請書受付(サービス検索・電子申請機能での受付を含む)と必要書類を受付する。	事後	
平成31年4月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本業務における特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法及び児童福祉法、その他関連する法律及び条例の規定に従い、以下の事務に使用している。 (1)保育園、幼稚園、認定こども園等を利用するための支給認定の審査にあたり、世帯情報等の照会をする。	本業務における特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法及び児童福祉法、その他関連する法律及び条例の規定に従い、以下の事務に使用している。 (1)保育園、幼稚園、認定こども園等を利用するための支給認定申請を受付(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)し、審査にあたり世帯情報等の照会をする。	事後	
平成31年4月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 福祉総合システム(子ども・子育て業務) 2. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 3. 中間サーバー 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 6. 宛名管理システム 7. データ連携基盤(庁内連携システム)	1. 福祉総合システム(子ども・子育て業務) 2. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 3. 中間サーバー 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 6. 宛名管理システム 7. データ連携基盤(庁内連携システム) 8. サービス検索・電子申請機能	事後	
平成31年4月1日	II. 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II. 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年9月30日	評価書名	教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務 基礎項目評価書	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和1年9月30日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務	事前	
令和1年9月30日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園等での幼児教育と保育園等での保育が必要な子どもに対し、幼稚園、保育園、認定こども園等の施設を利用するために必要な子どものための教育・保育給付に係る支給認定を行い、利用者負担額の決定・徴収等を行う。	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園等での幼児教育と保育園等での保育が必要な子どもに対し、幼稚園、保育園、認定こども園等の施設を利用するために必要な子どものための教育・保育給付に係る支給認定を行い、利用者負担額の決定・徴収等を行う。 児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等を利用する子どもに対し、施設等利用給付認定を行い、施設等利用費の支給を行う。	事前	
令和1年9月30日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 支給認定申請の受付 支給認定申請書受付(サービス検索・電子申請機能での受付を含む)と必要書類を受付する。	1 教育・保育給付認定申請の受付 教育・保育給付認定申請書受付(サービス検索・電子申請機能での受付を含む)と必要書類を受付する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年9月30日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		2 施設等利用給付認定申請の受付 施設等利用給付認定申請書を受付する。	事前	
令和1年9月30日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		3 申請書類の確認・審査 申請書類の内容を確認し、照会及び審査する。	事前	
令和1年9月30日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		6 施設等利用費の支給 施設等利用費を決定し、通知及び支給する。	事前	
令和1年9月30日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(1) 保育園、幼稚園、認定こども園等を利用するための支給認定申請を受付(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)し、審査にあたり世帯情報等の照会をする。	(1) 保育園、幼稚園、認定こども園等を利用するための教育・保育給付認定申請を受付(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)し、審査にあたり世帯情報等の照会をする。	事前	
令和1年9月30日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		(2) 未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等を利用するための施設等利用給付認定申請を受付し、審査にあたり世帯情報等の照会をする。	事前	
令和1年9月30日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		(4) 施設等利用費の支給にあたり、世帯の情報(市町村住民税額、生活保護等)の照会をする。	事前	
令和1年9月30日	②事務の概要	(3) 支給認定及び利用者負担額の決定を行った世帯について、世帯状況を確認するため世帯情報や転居情報等の照会をする。	(5) 教育・保育給付認定及び利用者負担額の決定を行った世帯について、世帯状況を確認するため世帯情報(市町村住民税額、生活保護等)や転居情報等の照会をする。	事前	
令和1年9月30日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		(6) 施設等利用給付認定を行った世帯について、世帯状況を確認するため世帯情報(市町村住民税額、生活保護等)や転居情報等の照会をする。	事前	
令和1年9月30日	II. 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	令和元年9月1日時点	事前	
令和1年9月30日	II. 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	令和元年9月1日時点	事前	
令和2年10月1日	II. 1. 対象人数	令和元年9月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	
令和2年10月1日	II. 2. 取扱者数	令和元年9月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号利用法第19条第7号 別表第2の13の項及び116の項	1 番号利用法第19条第8号 別表第2の13の項及び116の項	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 3 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の8の項及び94の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条及び第68条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の8の項及び94の項	事前	
令和4年4月1日	I 4 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1 番号利用法第19条第8号 別表第2の13の項及び116の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10条の3及び第59条の2	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の13の項及び116の項 【情報提供の根拠】 情報提供なし	事前	
令和4年4月1日	II しい値判断項目 1、対象人数 2、対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事前	
令和5年4月1日	II しい値判断項目 1、対象人数 2、対象者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和5年4月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【略】 1 教育・保育給付認定申請の受付 教育・保育給付認定申請書受付(サービス検索・電子申請機能での受付を含む)と必要書類を受付する。 【略】 8 特定個人情報ファイル 本業務における特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法及び児童福祉法、その他関連する法律及び条例の規定に従い、以下の事務に使用している。 (1) 保育園、幼稚園、認定こども園等を利用するための教育・保育給付認定申請を受付(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)し、審査にあたり世帯情報等の照会をする。 【略】	【略】 1 教育・保育給付認定申請の受付 教育・保育給付認定申請書受付(申請管理システムでの受付を含む)と必要書類を受付する。 【略】 8 特定個人情報ファイル 本業務における特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法及び児童福祉法、その他関連する法律及び条例の規定に従い、以下の事務に使用している。 (1) 保育園、幼稚園、認定こども園等を利用するための教育・保育給付認定申請を受付(申請管理システムでの受理を含む)し、審査にあたり世帯情報等の照会をする。 【略】	事後	
令和5年4月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 福祉総合システム(子ども・子育て業務) 2. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 3. 中間サーバー 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 6. 宛名管理システム 7. データ連携基盤(庁内連携システム) 8. サービス検索・電子申請機能	1. 福祉総合システム(子ども・子育て業務) 2. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 3. 中間サーバー 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 6. 宛名管理システム 7. データ連携基盤(庁内連携システム) 8. サービス検索・電子申請機能 9. 申請管理システム	事後	